

役員退職金規程

(総則)

第1条 公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター(以下「この法人」という。)の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給事由)

第2条 退職金は、役員が退任し、解任され、又は在任中に死亡した場合に支給する。ただし、役員が、定款第42条第1項第1号又は同条第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職金は支給しない。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在任期間1月につき、役員が退任し、解任され、又は死亡した日(以下「退任の日」という。)におけるその者の本給月額に、100分の20の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在任したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在任期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退任の日における当該異なる役職ごとの本給月額に、100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在任期間の計算)

第4条 在任期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下この条において「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在任期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が、任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、引き続き在任したものとみなし、その者の退職金は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。

(退職金の受給者)

第6条 退職金は、役員が退任し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。

(退職金の支給)

第7条 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

- 2 退職金は、予算その他の特別の事情のある場合を除き、支給事由の発生した日から30日以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第6条に規定する遺族の範囲及び順位については、職員退職金規程第8条の規定を準用する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年9月30日から施行し、平成10年5月8日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年12月25日から施行し、平成12年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に在任する役員が、施行日以降引き続き在任した後に退任した場合における退職金の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 就任の日から退任の日まで同一の役職の役員であった者の退職金の額は、就任の日から施行日の前日までの在任期間1月につき施行日の前日における改正前の役員報酬規程第4条第1項に規定する一般報酬月額（次号において単に「一般報酬月額」という。）に100分の36の割合を乗じて得た額と、施行日から退任の日までの在任期間1月につき当該退任の日における本給月額に100分の28の割合を乗じて得た額との合計額とする。
 - 二 施行日以降に異なる役職がある者の退職金の額は、就任の日から施行日の前日までの在任期間1月につき施行日の前日における一般報酬月額に100分の36の割合を乗じて得た額と、施行日から退任の日までの役職別期間1月につき当該役職別期間の最後の日における本給月額に100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額との合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在任期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在任期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在任期間の月数を超えるときは、端数の少ない在任期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在任期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中法人の名称に関する部分及び第2条の改正規定中「寄附行為第20条第1項第2号に規定する

事由」を「定款第42条第1項第1号」に改める部分並びに次項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行の登記の日」という。）から施行する。

- 2 移行の登記の日の前日に財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「旧法人」という。）に在任する役員であって、移行の登記の日以降引き続きこの法人の役員となった者の在任期間は、その者の旧法人の役員としての在任期間を、この法人の役員としての在任期間とみなす。
- 3 平成21年4月1日の前日に現に在任する役員が、平成21年4月1日以降引き続き在任した後に退任した場合における退職金の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成14年6月30日における一般報酬月額に就任の日から平成14年6月30日までの在任期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額
 - 二 平成21年3月31日における本給月額に平成14年7月1日から平成21年3月31日までの在任期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（平成21年3月31日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき当該役職別期間の最後の日における本給月額に100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
 - 三 退任の日における本給月額に平成21年4月1日から退任の日までの在任期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（退任の日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき当該異なる役職ごとの本給月額に100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 4 前項の規定において、在任期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在任期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在任期間の月数を超えるときは、端数の少ない在任期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在任期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日の前日に現に在任する役員が、平成24年4月1日以降引き続き在任した後に退任した場合における退職金の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成21年3月31日における本給月額に就任の日から平成21年3月31日までの在任期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
 - 二 平成24年3月31日における本給月額に平成21年4月1日から平成24年3月31日までの在任期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（平成24年3月31日までに異なる役職期間がある者にあつては、役職別期間1月につき当該役職別期間の最後の日における本給月額に100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
 - 三 退任の日における本給月額に平成24年4月1日から退任の日までの在任期間1月につき100分の20の割合を乗じて得た額（退任の日までに異なる役職期間がある

者にあっては、役職別期間1月につき退任の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

- 3 前項の規定において、在任期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在任期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在任期間の月数を超えるときは、端数の少ない在任期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在任期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月27日から施行する。
- 2 平成25年6月27日の前日に在任する役員が、平成25年6月27日以後引き続き在任した後に退任した場合における退職金の額は、第3条の規定にかかわらず、この規程による改正前の役員退職金規程附則第2項各号及び第3項の規定により計算して得た額とする。